

中世末期から近世初期における東国の温泉について

—上州草津温泉・伊香保温泉の検討を中心に—

吉 田 政 博

はじめに

本稿は、中世末期から近世初期にかけての東国における温泉について、上州草津温泉と伊香保温泉を検討対象に据え、当該期における温泉の様相を詳らかとするとともに、その社会的な位置づけを試みるものである。

はじめに、当該期における温泉に関する研究史を整理すると、その嚆矢として武田勝蔵氏による一連の業績があげられる。⁽¹⁾ 氏による考察の中で「温泉」は、寺院の浴室や施浴、薬湯などとの関連を中心に検証が行われているものの、「温泉」に対する評価自体は、あくまでも浴場史の中での位置づけに止まるものであった。

そのような研究状況のもと、一九九〇年代に入り、伊藤克己氏によって中世の温泉や「温泉寺」についての本格的な検証が行われた。⁽²⁾ 氏は、有馬温泉の世界を貴族や五山僧の社交サロンとしてとらえ、当地に配された温泉寺などの寺院・寺堂の機能について、本復再生の場という視点から考察を加えている。特に禅宗と温泉寺の関係に着目する中で、雲水と移動、葬送と禅宗などの連関をキーワードとし、寺院や僧侶による施浴や医療に言及している。そして、湯治と供養を、再

生と往生としてとらえ直し、温泉を生と死の境界と位置づけている。なお、禅宗と温泉の関わりについては、廣瀬良弘氏が曹洞禅僧における靈驗譚的説話を分析する中で、禅宗と温泉との関係について注目し、検討を行っている⁽³⁾。本稿でも氏の成果を受けて、草津温泉と禅宗の関係性について考察を行うこととした。

両氏による研究の後に、中世における温泉研究は大きな広がりを見せた。盛本昌広氏は、中世の養生を検証する中で、温泉地での湯治行為について、医師・医薬とその知識の融通、食養生、呪術などと並行し言及している⁽⁴⁾。

また、温泉を巡る「信仰」という視点からは、西尾正仁氏が温泉薬師の全国的な伝播とそのプロセスについてを、久下正史氏が有馬温泉寺縁起の形成と展開、伝播についてを、それぞれ精力的に考察し、歴史学にとどまらないアプローチによる中世の温泉への評価を提示している⁽⁶⁾。

さらに、中世景観の復元を図る上で、史料としての地名論の確立を提唱する服部英雄氏は、「且過」の地名の収集と分析を積極的に行った⁽⁷⁾。また、氏と共同作業をすすめた榎原雅治氏は、中世有馬温泉などを事例とし、阿弥陀と薬師によって結界された宗教的な都市空間とその構成に見られる且過と湯屋・風呂の連関について着目している⁽⁸⁾。このように、中世の温泉を考察する上で「且過」のもつ機能とその「無縁」的な性格を分析することは、今後の温泉研究の深化に向けて、重要な視点となりうるものと考えられる。本稿でも検討を加え、私論を示すこととする。

前述のように諸研究が重なる中で、二〇〇五年に、温泉に関心を持つ歴史学・考古学・地理学・宗教学・地質学・化学の、各分野の研究者によって温泉文化研究会が結成され、学際的な共同研究が進められた⁽⁹⁾。同会の結成とその活動は、温泉史研究上の大きな画期として位置づけられよう。全三冊に及ぶ温泉学論集には、中世温泉に関する歴史学分野の研究として、柘植信行氏による中世熱海と箱根温泉の信仰空間に関する論考や、北村彰裕氏による中世有馬温泉での「湯治」と温泉場への道筋に関する論考が収録され、考察が行われている⁽¹⁰⁾。

次に史料面での成果について触れておきたい。当該期の温泉に関する代表的な史料集としては、一九七五年に刊行され

た『温泉草津史料』⁽¹²⁾と、一九八一年に刊行された『有馬温泉史料』⁽¹³⁾が上げられる。両書は、日本の東西を代表する草津温泉と有馬温泉に関する基礎的な史料集であり、中世から近世にかけての両温泉の状況とその全体像を把握することを可能とする重要な編年史料集である。この二つの私家版の史料集は、温泉史研究の進展を支えた、特筆すべき出版事業と評価をすることができよう。本稿においても基礎的なテキストといたしたい。

さて、本稿で検討を加える中世の草津温泉については、延徳三年(一四九二)八月、相国寺の僧万里集九による漢詩文集「梅花無尺蔵」⁽¹⁴⁾において、

本邦六十余州、每州有靈湯、其最者、下野之草津、々陽之有馬、飛州之湯島、三処也、

と記され、草津温泉と撰津国の有馬温泉、飛驒国の湯島温泉の三方所が、日本全国に展開する靈湯のうちの最上の場所、温泉地であると評価を受けている。また、永正六年(一五〇九)三月には、妙心寺住持である功甫玄勲が、その著「梅北集」⁽¹⁵⁾の中で、草津温泉を、

温泉有三種縁、所謂鬼業、神業、熱石也、本邦有馬・草津之所湧出、鬼歟、神歟、將熱石歟、未以易測焉、

と記し、草津と有馬の両温泉の泉質と効能の高さを鬼神の業と評している。

以上のように、おおよそ一五世紀の段階において、人びとの間では草津温泉と有馬温泉を東西の名湯とする認識が広まっていたものと考えられる。以降、草津温泉は、伊香保温泉も含め、大名や公家、僧侶、連歌師などが次々に入湯し、貴重な記録を残すこととなる。

本稿では、中世末期から近世初期における草津・伊香保両温泉の状況や、温泉が持つ具体的な機能を明らかにし、施浴などの社会活動や禅僧の修行の場としての性格、さらには温泉地がもつ「無縁性」とその歴史の変遷などを中心に検証を進めていきたい。⁽¹⁶⁾

一、中世東国の温泉

(1) 中世草津温泉の様相

まずはじめに、中世における上野国の草津温泉と伊香保温泉の実態を、その管理や利用状況などの面から検討していく。なお、史料的な制約もあり、当該期における他地域の温泉関連史料を援用しながら論を進めていくこととしたい。

永祿一二年（一五六九）の序文を持ち、中世の故事や逸話を集めた『塵塚物語』には、「信州草津湯の事附地こく穴の事」という話が収められている。¹⁷ 同書はその著者を「藤某」とし、文事に明るい藤原姓の人物によって、京畿内を中心に伝えられてきた説話をまとめた史料である。全六巻のうち二巻目には、中世後期における草津温泉の様子が描かれている。長文となるが引用すると、

信州草津湯の事附地こく穴の事

信州おく山の中に草津といふ所あり、其所に熱泉あり、此所いたりて山中にして人倫まれなる所なり、浅間の山のふもとより七八里も奥山也と云、此湯はきはめてあつくして勢ひ又強く、其味しふれり、是いはゆる仏説に東海の北国に草津といふ所ありて、衆痾を治すと云々、則此湯なりといひつたへたり、しかれども此湯の性つよくさかんなるゆへに、病によりて忌之といへり、凡瘡毒難治にして、骨にからみ、又悪血ありて腫物を発し、春秋寒暑の節にいたりて再発するの類は、かならず十人に八九ハ治す云、されは此湯を頼むものハ、まつ深切にその人の虚実強柔の質器を見あきらめて、しかふして後に可用之と云、猶此事医術の人に相談し、且又此湯を用いひたる人に再往たつねとふへし、此事ハ前年彼湯にいらて、しはしは其しるしをゑたるものかたり侍し、和国第一の熱泉なり、一たび湯治してかへるもの、その太刀・脇差・衣類・器財の類、惣して色を変せずといふことなし、てぬくい彼湯にひたすに、白潔の布たちまち洪柿の汁にて染たるかことし、やふる、事なくして其布かさね畳む所の折目よりすなはちおれ切れるとい

へり、かやうの湯もある事にや、扱三月より中秋まで、遠近のもの爰に來り、其程すきぬれハ入湯難叶と云、其所の民俗語テ云ク、九月より以降ハ、此所の山神参会し給ふ故、重陽の比より、此所の旅館の人も去テ、里に下り、又来年の期を待て此所に來たりて、旅人をもてなしあつかふと云、私云、もし此説然れるか、又重陽より以降は至りて寒き故か、兩条いか、

となる。『塵塚物語』に見られる中世の草津温泉は、①浅間の奥山に位置し、国内第一といわれる熱泉が自噴していた。②温泉成分は酸性が強く、湯治をした後は太刀・脇差・衣服・器財が変色し、白布が柿渋色になり、畳んだ折り目が切れてしまうほどの強さであった。③温泉成分による殺菌力の高さから、衆痾を治す効用があるとされ、特に中・近世においても難治であった瘡毒については、湯治によって十中八九、完治するとされていた。④一方で、湯治をする場合は、利用者個人の健康状態などを事前に見極める必要があるとし、症状によっては湯治行為そのものが逆効果となりえるので、医者のアドバイスを得たり、経験者に様子をたづねることが肝要であるとされていた。⑤湯治期間は、三月より中秋に至る間で行なわれ、この間は遠近の者が当地を訪れるが、それを過ぎれば入湯禁止となっていた。なお、この制限は九月以降の草津温泉が山神の世界となり、人間が立ち入ることができないという理由によるものであり、当地に展開していた旅館も里に下りて閉館となっていた。

この、草津温泉での湯治期間については、「尾州湯本氏系図」によると、「草津ノ湯ハ三月節句前ハ他所ノ人ヲ不入、然処ニ上州春名ノ山伏來テ浴場、道久（湯本幸経）聞付テ腹立、右ノ山伏親子ニ瀧之湯ニ切込、仍怨靈トナル」とあり、『塵塚物語』の記述の通り、三月以前の入山・入湯は禁止となっていたものと考えられる。と同時に、草津湯は当所を領する湯本氏の管理下にあったことがわかる。なお、湯本氏による当該地の支配の具体像については、永禄七年（一五六四）二月の段階で、上野へ進行してきた武田氏により、草津湯とその周辺にある沼尾や草津谷、羽尾領内の地が、湯本小次郎・湯本善大夫に対して安堵されるなど、同氏が鎌原氏などとともに「三原衆」を構成し、当該地を知行していたことがわか

る。⁽¹⁹⁾

永禄一〇年五月には、武田家より三原衆に対し、「自来六月朔日至九月朔日、草津湯治之貴賤、一切停止之畢、近辺之民、依于御訴訟申、如此 被仰出候者也」とする朱印状が出されている。⁽²⁰⁾ 当文書の内容からは、六月一日から九月一日にかけての時期において、身分に関わらず、湯治に訪れることが停止されていた状況が読み取れる。草津湯治の時期について、さらに中世紀行文などの史料から検証を進めていきたい。

文明一八年（一四八六）九月、美濃郡上を拠点とする東頼数へ古今伝授を終えて、相模芦名の東常和のもとへと赴いた歌僧、常光院堯慧は、途上で草津と伊香保温泉を訪れている。その時の紀行「北国紀行」には、「是より棧路を伝ひて草津の温泉に二七日侍りて、詞も続かぬ愚作などし、鎮守明神に奉納し、又山中を経て伊香保の出湯に移りぬ。（中略）一七日伊香保に侍りしに、出湯の上なる千嶽の道をはるばるとよぢ登りて、大いなる原あり、其一方に聳たる高峰あり、ぬの嶽といふ、麓に流水あり、これ伊香保の沼といへり」とあり、堯慧が九月になって草津温泉と伊香保温泉へ逗留し、伊香保温泉と一体となっていた榛名山や榛名湖に赴いていたことがわかる。なお、文中に示される「二七」「一七」は、それぞれ湯治に費やす時間的単位を示している。湯治は、病氣療養を目的とすることが多く、一定の療治期間が必要であったため、七日をワンクールとしており、二七は二週間、一七は一週間の湯治期間を表している。また、このような温泉地における湯治の日は、江戸期以降にも引き継がれていくが、草津以外にも当該期の有馬温泉や熱海温泉などの史料に確認されており、中世の段階から全国的に共通する湯治の規則となっていたことがわかる。

その後、文亀元年（一五〇一）の暮れには、連歌師宗長が、越後府中に滞在していた師匠の連歌師宗祇をともない、駿河を目指し、その途上で宗長は草津へ、宗祇は宗長と別れて伊香保へと向かい、それぞれ湯治を行った。宗祇の終焉をまとめた紀行文「宗祇終焉記」には、「廿六日といふに草津といふ所に着きぬ、同じ国に伊香保といふ名所の湯あり、中風のために良しなど聞きて、宗祇はそなたに赴きて、二方に成ぬ、此の湯にて煩そめ、湯に下る、事もなくて」とあり、宗

祇は中風の治癒のために三月二十六日に伊香保温泉に赴いている。永正六年(一五〇九)七月になると、宗長が、駿河丸子(静岡市泉谷)の居庵である吐月峰柴屋軒を出発し、白河の関へと旅に出るが、その行程には草津温泉の湯治が組み込まれており、同年九月に再び草津へと赴いている。⁽²³⁾ その際に作られた紀行文「東路のつと」には、「新田庄に大沢下総守宿所にして、草津湯治のまかなひなど六七日になりぬ。(中略)草津二日ばかり隔てて、大胡上総介綱長館あり、赤城山・伊香保山、この高山二つの麓あり、外は谷のごとし(中略)九月十二日に草津に着きぬ。同行あまたありし、さて、馬・人数多く、懇ろの送りどもなるべし、廿一日に、草津より大戸へ帰り出待りぬ」とあり、宗長が九月の中・下旬にかけて、草津で湯治を行っていることがわかる。なお、史料に見られる大沢下総守は、由良氏の家臣である大沢政義に比定されるが、宗長の湯治に際し、道中や現地の準備などに当たっていたものと考えられる。

このような宗祇や宗長による紀行文の記述からは、全国各地への旅を続けた連歌師たちが、積極的に旅の疲れや体力・健康の維持を図るため、旅の途上にある温泉の治癒力を求めていたことが見て取れる。

以上、各史料により、中世の草津温泉については、三月から九月中頃にかけて湯治場として利用されていた実態が見られた。あわせて、一年間のうち正月から三月までの時期と、一〇月以降の時期においては草津温泉の湯治利用が確認できないことから、一年間で湯治が可能な期間は、ほぼ半年間にあたる6、7ヶ月間であったことがわかる。

その理由について『塵塚物語』では、「其所の民俗語テ云ク、九月より以降ハ、此所の山神参会し給ふ故」とし、九月九日以降は、地元の人びとが草津温泉を山の神霊が降りる場、つまり聖域ととらえていたことに起因するとしている。これは、国内第一とされる湯量と「強烈な湯」の効力から鬼神の業と例えられた草津温泉が、生命の源の場として、広く人びとから認知されていたことによるものと考えられる。換言すれば、草津温泉は、日本特有の擬制的な死と再生の場であり、修行を通じて自然と融合する山林・山岳信仰と多くの共通点を有していたこととなろう。

一方で、『塵塚物語』においては、「重陽より以降は至りて寒き故か」とも注記を付しており、厳冬期での温泉利用が不

可能であったという単純な理由も提示している。

なお、草津では、江戸期においても一〇月から三月にかけての厳冬期に「冬住み」と称し、雪の少ない小雨村・前口村に移住するという独特な生活スタイルがとられており、一〇月八日に下山し、四月八日に草津へともどるといふ方式が掟書で規定されていた。⁽²⁴⁾ なお、この「冬住み」も明治三〇年に廃止されている。

以上、標高一二〇〇以上の高地に位置する草津温泉は、自然と融合した環境下にあり、その豊かな恩恵と厳しさを同時に受けとめる場であった。その中で、中世の人びとは草津温泉を神仏が降りる聖地としてとらえ、自然と一体となって、そこから得られる霊力の源泉（温泉）を湯治によって体内へと宿らせる場として認知していたのである。

(2) 草津温泉の利用と諸役

次に当該期における草津温泉の利用状況について検討していきたい。天正九年（一五八一）四月二十四日、武田家は、「彼三人、草津湯治不可有異之由、」という内容の朱印状を湯本三郎右（左）衛門に対して宛てている。⁽²⁵⁾ 彼者三名については判然としないが、武田家臣と考えられる。このような家臣への湯治の許可は、戦時・平時の状況によって変動するものと想定されるが、その性格は、富士山を初めとする諸山への参詣活動に対する許認可と同様のものであったと考えられる。具体的には、湯治に際しての通行権や現地での湯治場の利用などを保証し、それが現地に通達されたものと考えられる。

草津温泉に対する役については、慶長六年（一六〇一）七月二十九日、真田信之が湯本三郎右衛門の奉公に対し、「知行上」と「草津湯銭」の免除を認めている。⁽²⁶⁾ この時に免除された草津湯銭は、慶長六年丑年の前年の「子ノ湯銭」分、その前年である「亥ノ秋湯役之金一枚」分、その先年（戌年）の「先年湯役金一枚八両」分の計三カ年に及んでいる。同様の「役銭」は、それ以前の段階から湯本氏に対して懸けられ、通常、湯本氏はこれらの役銭を取りまとめ、上位に対し納めていたものと考えられる。

これと同様の温泉への役については、永享一〇年(一四三八)における美作塩湯郷の事例を見ると、領主である後藤季持は、塩湯郷の地頭に対し、旅人による湯大明神への勧進分を毎年の修理費用に充当させ、合わせて、春秋の二回にわたる湯屋の造営の執行と、湯旅人からの役銭徴収などを命じている。このように、塩湯郷においては温泉場の安定的な経営を図るための役銭が徴収されていたことがわかる。この事例から類推すると、草津温泉においても同様に、人びとの湯治利用によって得られた収益の一部が温泉信仰の中心的な存在である薬師堂や、温泉場に所在する共同施設の維持・管理に充てられていたものと考えられる。その結果、湯治客の来訪による安定的な温泉経営が図られ、そこから得られた収益に対し、例えば「草津湯銭」などの「役」が懸けられたことが想定される。

また、「加澤記」によると、永禄七年(一五六四)正月、武田氏への年始の御礼として鎌原宮内が長男を甲府へ参府させ、熊皮五枚を進上し、同じく湯本善大夫も白根硫黄五箱を持参したという。⁽²⁸⁾温泉からはこのような自然がもたらす湯の花や硫黄・明礬などの産出物を獲得することができるため、領主層はそれを採取、管理、流通させていたものと考えられる。とくに草津温泉を含む白根山周辺には広く硫黄鉱床が分布しており、そこから得られる硫黄は、当該期における鉄砲の使用と普及にともない、火薬の原料として大変重要な産物となっていたものと考えられる。各地の戦国大名などにとれば、その入手そのものが重要な課題となっており、温泉場への権限を次第に高めて行ったのである。

(3) 中世伊香保温泉の様相

ここでは、中世の伊香保温泉の状況について検討を行う。

伊香保は、古代からあらわれる地名であるが、伊香保温泉の姿は一四世紀に成立した縁起説話集である「神道集」に、⁽²⁹⁾「伊香保ノ湯」として確認される。同書は、安居院流の唱導者の手によるものとされ、神々の本地仏を明らかにする垂迹縁起を記した「本地仏説話」の先例とされる。全部で五〇話からなる説話集であるが、内容は上野国関係の説話が多いこと

に特徴がある。説話の中には、上野国第三宮伊香保大明神の記述が見られる。そこには「昔ヨリ群馬ノ郡ノ洪河ノ保ノ郷ノ戸ノ村ニ、衆生利益ノ為ニトテ療治ノ御湯ヲ出サレタリ」、「男体、女体御在、男体ハ伊香保ノ御湯ヲ守護、湯前ノ御在時ハ本地薬師也、女体ハ里へ下セ給テ三宮洪河保ニ立セ御在ス、本地ハ十一面也」とあり、伊香保温泉は薬師により守護される聖地であるとともに、衆生を療治する湯治場としても知られていたことがわかる。

一五世紀になると、先述した堯恵や連歌師宗祇などが治療のために伊香保温泉において湯治を行っており、史料にはあられないが、多数の人びとによって広く利用されていたものと想定される。

天正一〇年（一五八二）に白井の長尾輝景が出した定書によると、伊香保温泉における①湯坪并持高之事、②大瀧之事、③酒運上之事などの権限が、家臣である木暮下総守に対して認められている。ここに記されている湯坪とは、浴槽などを設けることであり、湯治客が温泉を使用することができる「場」を示しているが、これは実質的な温泉の独占的利用権を意味し、持ち高はその湯量を表すものと考えられる。このように戦国期の木暮氏は、本湯大瀧の管理や酒運上についての権益が安堵され、温泉支配の実権を把握していたものにとらえられる。また、翌一一年三月には、長尾憲景が同じく定書を小暮氏に対し出しており、この中で「湯治之者候者、適地之人可致穿鑿事」や「湯積之儀」などが命じられている。当該期においても不特定多数の人びとが伊香保へ湯治に訪れていたものと想定されるが、とくに白井長尾氏と敵対する地域からの湯治客については、取り調べを行うよう命じている。ここにある木暮下総守は、天正一六年には「存心」と入道し、北条滅亡後は郷士となつたとされる。同家はその後、三家に別れて、温泉共同体の支配者層である大屋を形成した。³²⁾江戸期における大屋とは、源泉から営業地まで延びる温泉の水路から、温泉を取り入れる小間口権を所有する人びとであり、伊香保温泉では一四軒に限定されていた。その後も、明治期に至るまで永代世襲でその権利を独占していた。

ここで、近世初頭における伊香保温泉の状況について検討を行うこととする。慶長一二年（一六〇七）中秋、足利学校の座主であり、埼玉県川口市芝に所在する臨濟宗長徳寺の住持を兼務していた龍涸禪珠は、伊香保へと湯治に出かけてい

る。その記録は自らの号を冠して記した「寒松稿」には残されておらず、足利学校での写本「寒松稿」に収録されている。⁽³³⁾ 当書は当該期における伊香保温泉に関する貴重な記録であり、史料を掲げ検討を加える。同書には、

温泉詩并序

環村皆山也、其東南諸峯林壑尤美、水聲潺潺々写出于万石之間者温泉也、峯回路転有人家、翼然臨干泉上者皆浴室也、予始浴温湯出室而独坐、亭主木暮総州来而訪訊、烹茗之次話曰此伊香保村者上野州群馬郡渋川郷之内也、古老相伝曰此温湯之濫觴者、垂仁天皇御宇也、凡向一千七百年、山頂有薬師如来古堂、堂前有湯前権現遺廟、是一体分也、当村之鎮護也、開闢此洛室肇基者某甲先祖伊香保大夫也、

とあり、当該期における伊香保温泉の様相が描かれている。加えて温泉の歴史や、伊香保村周辺の自然環境、浴室などの温泉設備や、山頂にある薬師堂と鎮守湯前権現などの様子が記録されている。なお、現地で湯治に赴いた禅珠を迎えたのは、前出の戦国期の領主、木暮下総守存心その人であり、禅珠は存心が管理する旅館に逗留している。なお、禅珠は二月八日から二七日にかけての日数を湯治期間としていた。史料には続けて、

赴感随縁権現廟、頤神換骨薬師尊、患人戸々知多少、一洗心腸拔病根
八日晚間上薬師堂

願力医王十二神、悉除衆病許多人、温湯不為長生浴、甲子須臾堅固身

詣湯前権現

重疊山峰繞故宮、温泉鎮護有神効、老松閱世風霜古、華表悠遺蔓草中

重陽

久浴温湯慰老涯、偶逢佳節客情加、朝来欲酌新菊醉、霜晚東籬菊未花

とあり、禅珠は湯治の合間を利用して薬師堂や湯前権現に詣でている。また、薬師や湯前権現は、湯治に訪れた患者が仏

神を面前にして心を洗い、病根を抜き、衆病を除くことを願うための礼拝対象であると説明をしており、禪珠が湯治行為
 それ自体を、決して長寿を目的とするものではなく、療治を本義ととらえていたことがわかる。史料全体では禪珠が伊香
 保に長逗留し、温湯を浴することで老涯を慰め、偶然出会った客と交流を深め、酒を飲むなどして過ごしていた様子が見
 て取れる。

以上、禪珠が記した近世初頭の伊香保温泉の姿は、中世後期の姿を類推する上で貴重な史料と位置づけることができる
 のである。

二、温泉とその施設

ここでは、中世の湯治に利用された温泉施設について検討を行いたい。前述の『塵塚物語』によると、「重陽の比より、
 此所の旅館の人も去テ、里に下り、又来年の期を待て此所に来たりて、旅人をもてなしあつかふと云」とあることから、
 中世の草津温泉においては、湯治のために利用される旅館が、期間限定ではあるが設置されていたことが判明する。一方
 で、有馬温泉における関連施設については、享徳元年（一四五二）四月に相国寺の禅僧、瑞溪周鳳が、有馬温泉に湯治に
 行った際に作られた紀行日記「温泉行記」に詳述されている。³⁴史料には

予寓店、在十字巷頭、有三室、皆三間、第一室南与西皆開明窓、第二・第三、惟西戸通明、一階六級、下臨豎巷、乃
 三室上下路也、予居第三室、惟戸西北諸峰在目、横巷南、有二湯、湯屋面北、広可四間、

とあり、湯治客が利用する二階建ての旅館には、三間の間取りの部屋が上下に三室づつ配置されていたことがわかる。ま
 た、明応九年（一五〇〇）五月五日から同月二十三日にかけて有馬温泉に湯治のために赴いた禅僧、寿春妙永と景徐周麟
 との間で作られた「湯山聯句」を、永正元年（一五〇四）に一韓智翊が抄物（口語注）として作成した「湯山聯句鈔」に

は、有馬温泉における旅館の様子が次のように記されている。⁽³⁵⁾ 記事には、

靈松院主寿春長老ト連レテ湯山ニ来テ、湯治スルモ三七日シタゾ、大数ヲ云テ有日矣客櫓トハ、旅ノ宿ノ事ゾ、低小ノ小サイ家ナレバ居リタウモナイゾ、サレ共、靈松ト起クレバ同盤シテ物ヲ食イ、臥セバ枕ヲ並ベテ寢ヌル

とあり、三七日すなわち三週間、寿春と景徐は天井の低い小さな部屋で寝食をともにし、湯治を行っていた様子が見てとれる。「温泉行記」によると、有馬温泉の「湯」には一湯・二湯の二つの湯があり、このうち瑞溪が使用した浴室の広さは四間であり、浴槽の底石の間から湯が湧き出ているという。浴室は一〇名程度が入湯できるものであり、板で区切りが設けられ混浴とはならない構造となっていた。

ここで、「湯山聯句集」の記述から入浴の様子について確認していきたい。まず、各人の入湯は順番となっており、旅宿の童子が「浴へ御入リアル」と呼びにくるとある。声がかかった湯治客は「湯ヲ告ゲテクレバ、湯ノ具ヲ以テ行クゾ」と湯へと向かった。なお、同書には「夜ノ間ニ三度入タゾ、上リテハ宿処ハ閑房ゾ」とあるように、日に複数回の入浴を繰り返すことで、湯治の効果を上げていたことがわかる。この点は文化年代に作成されたと考えられる「草津温泉奇効記」においても「一日に三五度、或ハ六七度迄ハ入湯も苦しからず」と記述されており、中世以後の段階でも各温泉地へ赴いた湯治客は、日に何度も入浴を行っていたことが認められる。

また、入浴の合間には、「湯山聯句集」に「我が僕ワ、サイサイニ酒ヲ買テ壺ヲ提ゲテ来ルゾ」とあるように、飲酒や喫茶が盛んに行われ、湯治客は入浴による喉涸れを癒していた。加えて、「前ニヨリ客モ後ニ来ル客モ、旧カラノ知人デハナイゾ、雅ナイト云ハ、旧識ノ旧ノ知人デナイト云心ゾ、サレドモ、亭主ハ酒ヲ酌ンデ懇ニアイシロウゾ」とあるように、そこでは旅館の亭主による手厚いもてなしがあったことが確認される。その様子は、「今モ酒ガ来タゾ、コ、ノ湯山ハ諸国ノ集ナレバ、諸人ノ人ガ来テ謳ウゾ」というように、諸国から集まる様々な人びとによって交歓が図られる、賑やかな宴会であったことが見て取れる。

次に、湯治の時間帯についてであるが、「大内氏掟書」の長祿三年（二四五九）の禁制に、「一、夜中に湯田の湯へ入事、但、湯治の人并女人同農人等被除之」とあり、湯田温泉に立ち寄った旅人については、夜間の温泉への入湯が禁止されていたが、湯田の湯治客などについては夜間の湯治が可能であったことがわかる。⁽³⁶⁾この点は各温泉場も同様であったものと考えられる。

なお、仏教思想に基づいて、入浴により「七病を除き七福を得る」という功德を説きながら、実際に衆生に対し寺院や施設において入浴を施こす「施浴」に関しては、その入浴順が決まっていた可能性がある。美作豊楽寺の事例では、「一、可入湯屋次第事、一番寺僧、次名主沙汰人、次雑人等」となっており、寺院に附属する湯屋を利用する順番は、寺僧↓名主沙汰人↓雑人の順であった。また、同文書には、「一、風呂不可入女性事」とあり、女性の湯屋への入浴は禁止されていた。⁽³⁷⁾

先の「温泉行記」によれば、湯治が終了し、帰路につく湯治客は、「忽有一夫、手持白杓、蓋自湯山帰者也」とあり、白い柄杓を持っていた。これは、有馬温泉入浴時に「先灌頂三杓、次漱口三次、湯味鹹而苦、遂一浴而出」という入浴の作法において使用される杓と同じものと見られる。この点は、「草津温泉奇効記」にも、「さて柄杓をもつて両足より頭上に至まで数度灑ぎ、其後湯壺に入に鬢髪をミたして入べし、是上衝の気を発洩せんか為也」とあることから、⁽³⁸⁾杓は頭や身体全体に湯をそそぐために使用されたものと見られる。中世有馬温泉の湯治客は、柄杓を現地で購入、使用し、これを土産として持ち帰ったのであろう。

三、禅宗と温泉

次に禅宗と温泉について検討を行いたい。中世後期における両者の関係性を見ていく上での、重要な史料として、前出

の「湯山聯「湯山聯句」があげられる。

同書によると、明応九年における、寿春と景徐の有馬温泉の旅の目的は、景徐の療治と養生にあったとされており、その冒頭で寿春は、「寒月五日一浴、暑天毎日淋汗、是我叢典入浴之法也」という句をつけて、温泉の入浴法を説いている。それに対し一韓は、「湯山聯句鈔」で、この連句に次のような注を付している。

禪宗ノ清規ナンドニモ、冬ノ寒キ時ハ、五日ニ一度ヅ、浴ニ入ゾ、夏中ハ日々ニ淋汗ト云ゾ、淋汗トハ風呂ニ入、湯ニ入レバ必汗ガ垂ルヲ云ゾ、淋汗ハ、汗ヲ淋クノ心ゾ、カウ云タハ、我ガ叢林ノ浴ニ入ノ法デアルゾト、先ヅ大数ヲ云テライテ、サルホドニ、今湯山ノ湯ニ入ル事ヲ云ゾ、

これによると、禪宗の修行にともなう寺院内での規則である清規では、冬は五日に一度、また、禪僧が安居する夏には毎日、入浴や行水によって汗を流すものと定められており、その点からすると、寿春と景徐による有馬湯治については五月の暑天・夏中における修行の延長と位置づけられる。また、「湯山聯句」では湯治の目的が「宜竹老宿招予、以趁温泉、蓋除無垢々、去無病々也」と記されているが、これに対して「湯山聯句鈔」では、

カウ連テ行テハ、垢ヲ洗イ、病ヲ直サウトテ云ニ、イヤ、元来法身ハ清浄ナレバ、可洗ノ垢モナイゾ、直スベキ病モナイゾ、サルホドニ、今入湯、此ノ無垢ヲ随分至極ト、無病ヲ至極ト、此心ヲ洗去ケントテ

と注を付している。すなわち、法体である僧侶はそもそも清浄な存在であり、垢もなければ、無病でもあることから、僧による入浴は、「無垢の垢」を除き、「無病の病」を除く目的であると説明する。このように、禪僧による湯治は、養生や治療を目的とするものではなく、禪修行とその思想に基づいた日常的な規範に位置づけられていたことがわかる。

当該期の東国における禪宗と温泉については、廣瀬良弘氏による源翁心昭を中心とした検証がある。³⁹⁾氏は源翁を、一四世紀に生きた禅僧の一人であり、全国に二十ヶ寺の寺院を建立するなど、曹洞宗の地方展開の端緒となった僧侶であるとしている。また源翁は、那須湯本温泉にある殺生石にまつわる説話に登場する人物としても知られている。その説話によ

ると、殺生石には討伐された「九尾の狐」が封じ込められ、石からは毒霊が出ていたが、源翁がこれを鉄槌で叩くと砕け散り、毒霊が収まったとある。廣瀬氏は、この霊験奇譚の中に、当該期の禅僧の活動にともなう自然資源との関わりや悪霊鎮圧の能力を見いだすことができるとしている。

このような、曹洞宗の禅僧と温泉との関係についての伝承は、草津温泉においても確認することができる。文化一二年（一八一五）に記された「長年寺縁起并由来記」によると、延徳二年（一四九〇）、越後の長尾為景と長年寺を開いた長野伊予守業尚が草津温泉を利用していた際に、白井双林寺三世の曇英慧応も浴場に居合わせたことが、長年寺開創に至る契機となったとする。その時に、草津の郷主であった湯本源左衛門が嫡子を亡くし、曇英の宿舎を訪ね仏事を願う。依頼を受けた曇英は葬所に赴き、香炉に火を入れると、たちまち迅雷が山岳を襲い、雷光が天地に輝き、草津の温泉が沸騰、噴出し、その高さは数十尺に及んだと記される。禪定の後、迅雷が止むと、草津温泉の湯は涸れて原野のようになってしまった。長尾為景と長野業尚の兩名は、温泉が涸れたために帰還しようとするが、曇英は使いを差し向けて、二人に対し浴湯の湯を涸らすつもりはなく、三日たてば湯は沸きもとに戻ると伝えたとされる。長尾・長野両氏は当地で三日間待機すると、曇英の預言通り温泉が復旧したという。その結果、両氏は曇英の靈徳に感心し、帰依して曹洞宗を崇めることとなったという。その後、長尾為景は春日山の林泉寺を開き、曇英を開山として招請し、また、長野業尚は室田長年寺を開き、同じく曇英を開山としたとしている。

以上、長年寺の「縁起・由来記」に見られる在地の神と禅僧との関わりを示す霊験や説話は、廣瀬氏の提唱する神人化度説話が、ここ草津温泉においても展開していたことを示すものである⁽⁴⁾。

長年寺の「縁起・由来記」に現れる曇英慧応の経歴は次の通りである。建長寺住持であった玉隠英瑛が撰述した「曇英和尚行状」によれば、曇英は応永三一年（一四二四）に周防国に生まれ、一三歳で得度した後、鎌倉円覚寺で詩文を、京都相国寺で「文字禅」を、下野足利学校で儒学を学び、宝徳二年（一四五〇）に越前慈眼寺に参じて曹洞宗に入るなど、

曹洞・臨済両宗をきわめた僧侶とされる。その後、上野白井に双林寺を開いた月江正文に参じ、その弟子一州正伊に侍し、同寺の創建を助けている。文明四年（一四七二）になると上野後閑（群馬県月夜野町）の玉泉寺を開いている。また、「日本洞上聯燈録」によれば、明応六年（一四九七）に春日山林泉寺（新潟県上越市）を、文亀元年（一五〇一）には室田長年寺（群馬県榛名町）をそれぞれ創建している。

曇英が開いた林泉寺と長年寺をめぐる長尾氏・長野氏の関係については、「春日山林泉開山曇英禪師語録」⁽⁴⁴⁾の中にある、「春日山林泉寺開堂仏事」に、

越之後州府君幕下執事平朝臣信州太守長尾能景公、明応七年戊午二月二十五日、伏値先考実深真公禪定門一十七年忌之辰、為報効勞深恩、兼日淨除古寺之基、建立林泉禪寺

とあり、長尾能景が父重景の菩提のために春日山に林泉寺を建立したことが示されている。また、同じく「曇英語録」の中に収録された「室田山長年禪寺開堂之仏事」には、

上州路居住奉三宝弟子石上信州太守長野業尚公、為酬祖父之養育、胎兒孫之福穡、施私財荆（剝）梵刹、（中略）加之、嫡嗣憲業差左金吾氏、庶子金刺明尚諷訪公并慈母松畝正貞優婆夷、下臣下田近江守家吉、一門親族家眷、姨母淑女鄰人郎波索加等、各抽信心之志、咸建立一字、若施捨良田珍宝、号山室田、山頭三禪那含妙藥之相、名寺長年寺、（中略）文亀元年八月念八日、以一弁之香語、当于入院并開堂諸仏事

とあって、長野業尚・憲業親子が一族のみならず、庶子金指氏や家臣の下田氏などの家の継承・存続のために室田の地に長年寺を建立したことが見て取れる。伊藤良久氏によると、「春日山林泉開山曇英禪師語録」は、中世曹洞宗語録における禪風の葬祭化という視点からこれを分析すると、坐禪を中心とした法語が葬祭を中心とする法語へ変遷する最終段階の法語と位置づけられるとし、中世曹洞宗教団の最盛期に相当する法語とする⁽⁴⁵⁾。また、その内容は檀家の供養のために行われた「下火（火葬）」や年回忌などに加え、道号を付す内容となっており、開基檀越に向けたものとする。すなわち、林泉寺・

長年寺の開堂法語は、長尾・長野氏と曇英の強固な関係性を証明するものとなっていると位置づける。

以上の点を踏えて、「長年寺縁起并由来記」の検討に戻ると、延徳二年時に湯治に訪れていたとされる越後守護代長尾為景については、その生年が延徳元年前後とされるため、当該期における為景の草津湯治は不可能であり、記事内容をそのまま受けとめることはできない。しかしながら、大永七年（一五二七）の長尾顕景から長尾為景に宛てた「上杉家文書」には、前年の同六年秋に為景が実際に草津を訪れていることが見て取れる。史料によると、「去秋於草津、被対長念寺長老御出語、定不可有御失念候哉、以其方御意見、従景誠、顕景進退之事、屋形へ佗言之中間ニ、如斯長野慮外之疑、如何与御覚悟候哉、顕景一類者、今度滅亡亡候、万一遠路故、至于無其曲御様体者、於草津之御出語、諸人事安存之、（中略）三国一之名湯於草津、被対会下僧御出語、争無曲可被成之候哉」とあり、大永六年に長尾為景が草津に赴き、曇英開基の長年寺住職と会談していることがわかる。⁽⁴⁶⁾ 当史料は、北条氏に通じていた総社系高津の長尾顕景が、関東管領上杉憲房の養子で足利高基の次男であった上杉憲寛の命をうけた厩橋長野氏によって、総社城が攻められている状況下で出された史料である。顕景は白井長尾景誠に対し、屋形への詫び言を仲介するとともに、守護代長尾為景への援兵を求める交渉を依頼している。また前年の秋に「三国一之名湯」、草津を訪れた長尾為景は、先述したように曇英の帰依を受けた箕輪長野業尚が開基となった室田長年寺住持と草津の場で対面していたことが史料から読み取れる。

このように、戦国期における草津温泉は、信州・上州・武州を中心に活動した曇英が、当該地域へ展開する上での一拠点となっていたといえよう。その背景には、草津温泉が三国一の名湯・霊湯として名高い最上の場所であり、当地に湯治（温泉療治）に訪れた様々な、多数の人びと（衆生）に対し禅宗・禅僧による積極的な布教や働きかけがあったことが窺い知れる。また、草津の事例は伊藤克巳氏が温泉寺を事例に検証を行った⁽⁴⁷⁾、寺院や僧侶による施浴や医療行為という問題を、温泉地における施湯と湯治に置き換えることを可能とするものである。とともに、在地の神と禅僧との関わりを示した霊験や説話の成立によって、師檀の関係性がさらに強化されていく過程についても確認することができた。

四、温泉の利用とその無縁性

ここでは、温泉の無縁性について検討を行う。網野善彦氏は、『源威集』に見られる文和四年（一三五五）の山名時氏と足利尊氏の京都での戦いにおいて、「合戦成ラヌ日ハ御方敵洛中之湯屋ニ折合、時々物語過シテ合シ、更ニ無煩シ也」という記述から、湯屋の持つ「平和的領域」としての性格や、無縁性について検証するとともに、横井清氏が明らかとした寺社などに置かれた湯屋・風呂施設が有している触穢と服忌、潔斎と復帰という機能論や、黒田日出男氏による仏神の聖なる場としての中世湯屋の性格についての再評価を行っている。網野氏は続けて、黒田氏による聖地としての温泉が、霊山・霊地であったとの指摘を受けて、温泉の持つ「無縁」の意味を追究する必要性を説いている。

このような温泉が有する無縁の性格に関わる研究として、榎原雅治氏による「旦過」と温泉との関係性を検証した論考があげられる。⁽⁵¹⁾氏は、会津高田の田中文庫にある絵巻、「連釈之大事」⁽⁵²⁾に注目し、これを連釈商人たちの描いた中世末期における都市空間の理想型を示すものとした上で、中世商人と宗教との不可分な関係性を示す史料と位置づけて、その中に当該期の都市のあり方を読み解いている。また、検証過程の中で、都市の門外に描かれている「タンクワ屋」に注目して、榎原氏はこれを禪宗の施設を淵源とする「旦過」ととらえ、連釈商人による宿泊施設とし、「連釈之大事」が示す中世の都市空間構成を、摂津の温泉町湯山（有馬）に落としこみ、検証を行った。氏は、先述した「温泉行記」の記事から、中世の段階で湯山の東口に「旦過（無垢庵）」と「温泉」が配置されていたことを証明し、「連釈之大事」の市立図に見られる「旦過」と、そこに隣接する「風呂屋」の配置との共通性を指摘する。その上で、全国規模の旦過・湯屋・風呂の組み合わせの地名の収集と、その分布の特徴を検証することが、中世都市や交通の実態を知る上で大きな手がかりにつながることを強調している。なお、服部英雄氏は「旦過」地名を、九州・四国・近畿・中部を中心に計三六例を収集し、これ

を港津に関わるもの、内陸交通・街道に関わるものに分類し、考察を行っている。⁵³ 中世における「旦過」とは、一日を過ぎる、すなわち、諸国を行脚する修行僧が、宿泊をするという行為自体を現し、その宿泊施設を旦過屋、旦過寮と称していた。また、『日葡辞書』では、「タンゲア、タンゲアヤ」を、修道院附属救護所のような家とし、巡歴する坊主の宿泊する所、大勢の人々が諸方からやつてくる所と訳し、旅人の無料宿泊所であると解説している。⁵⁴

このような、中世の「旦過」について本格的に取り上げた論考に、戦国期の駿河に所在した「旦過堂」の性格を検証した大久保俊昭氏の研究がある。⁵⁵ 氏は、平泉澄氏や網野善彦氏による高野山「通科屋」の「無縁性」についての先行研究をうけて、駿河国にある修福寺旦過堂の検証を進め、同寺が『駿河記』において「当寺元旦過堂と云草庵にて、沙弥夫婦の者居住して旅人無銭の者宿らせける」と記されていることから、これを街道沿いに設けられ、往来の僧尼や参詣者に宿坊の提供など、交通上の便宜をはかる施設「接待所」⁵⁶と共通する施設であるとした。これに関連しては、吉田も、駿河・伊豆・相模などの時衆寺院で検出される「客寮」と「旦過」の共通性と、その無縁性について言及している。⁵⁷

さて、有馬温泉の「旦過」については、「温泉行記」に、「有旦過、此亦国師所創云、掛無垢菴、一山国師筆也」と記されており、旦過は「無垢庵」と号していた。これは先述したように、「垢ヲ洗い、病ヲ直サウト」する「無垢」という行為、すなわち、有馬温泉への湯治と治療行為を象徴する命名であろう。つまり無垢庵は、禅宗の思想に影響をうけた、当該期に普及したとされる禅宗寺院の宿泊施設に風呂が附属する「旦過湯」がその始原であったと考えられる。

このような「旦過」と温泉との関係性については、有馬温泉以外に、長野県下諏訪温泉にある旦過之湯が知られている。同地の旦過之湯は、臨濟宗慈雲寺が行脚僧の休息場である旦過寮を建てた時の「浴場」といわれ、中山道湯田坂下の道路に沿った交通の要所に立地する。当湯は江戸時代前期に、狩野派の流れをくむ絵師によって成立したとされる「諏訪社遊楽図屏風」⁵⁸の中にも、「旦過湯」として描かれている。同図屏風には、また、中山道と甲州道中の分岐点から湧出し、宿場の中央に位置する「神湯」、綿之湯が描かれるが、二つの湯の表現には大きな相違が見られる。旦過湯は、屋根構造が茅葺

きであり、簡素な造りとなっているのに対し、綿之湯は檜皮葺きの屋根であり、これらのことから、二つの湯の性格とその利用には、相違があったものとみられる。且過之湯は、下諏訪温泉の滞在者などに広く利用される「神湯」に対し、交通の要にある下諏訪において、旅人、往来客の沐浴、あるいは無銭の者への施湯施設として機能していたものと考えられる。

一五世紀から一六世紀初頭にかけての温泉の状況は、「温泉行記」に「湯客無貴賤」と記されるように、様々な階層の人が集まり、温泉を利用していたものと想定される。またそこは、「湯山聯句鈔」に「前二ヨリ客モ後ニ来ル客モ、旧カラノ知人デハナイ」、「湯山ハ諸国ノ集ナレバ、諸人ノ人ガ来テ謳ウゾ」と記されるように、諸国から集まった初対面の見知らぬ人同士が共に入湯し、酒を酌み交わし、交流をする場となっていたのであろう。

草津温泉においても同様に、一五世紀中頃にかけて、越後守護代長尾氏や上野国衆長野氏などの領主層や曹洞宗の禅僧、連歌師など様々な人びとが全国各地から訪れ、活況を呈していた。なお、伊香保温泉が、「衆生利益ノ為ニトテ療治ノ御湯」とされていたのと同様に、その効能が鬼神の業とされた有馬・草津両温泉への来訪者は、病氣平癒の祈願や温泉治療を目的として訪れるものが大半であったであろう。これらの温泉場には、先述したように無銭の人々へ湯を提供する「且過」⁽³⁹⁾「接待所」機能を有する施設が置かれていたものと考えられる。そこは、あたかも、『源威集』に見られる一四世紀半ばの洛中における湯屋のような「無縁」の場であり、戦国期に至ってもその機能が遺されていたものと想定される。

その一方で、有馬温泉においては、「温泉行記」に「一湯西有屋、謂之御所、盖温泉寺領之、住歳、鹿苑相公入湯、寓此屋、故至今以名焉」と記される、足利義満が利用した「御所坊」が置かれていた。文正元年（一四六六）には相国寺鹿苑院内蔭涼軒の季瓊真薬が、また、文明一五年（一四八三）には、「有馬之コホリ湯山之御所坊ト云フ宿ヘソ下着シ侍ヘル」とあるように、蓮如が⁽⁴⁰⁾この「御所坊」を利用してゐる。なお蓮如による「湯治記」には、有馬温泉の二七日の湯治期間中に蓮如はその一行とのみ行動をともしており、不特定の人々との接触は確認されていないことから、有馬温泉には、周

辺警備を含め、一般から隔離された施設があり、貴人の湯治に際しては、この旅館が利用されていたことがわかる。

それに対して、草津温泉における領主層の湯治については、先述したように長尾氏や長野氏などの来訪が確認されるが、他にも明応四年（一四九五）四月一二日の「松陰私語」の記事に、岩松氏の重臣である横瀬成繁が、「四月十三日草津湯治、可走廻被官人等三百余人供奉」し、草津に赴いていることが知られる。史料には続けて、「金山者弟四郎只一人在城、大油断之時分也」とあり、横瀬成繁の草津への湯治旅の結果、その隙を佐野氏につかれ、金山城が攻撃される事態となった。これらの記事から類推すると、横瀬成繁とその家臣三〇〇名の訪問を受けた草津温泉は、ほぼ貸し切りであり、独占使用の状態となっていたものと考えられる。また、永禄三年（一五六〇）年五月付けの「箕輪軍記」の記事によれば、小幡尾張守信貞が草津に湯治へ赴き、その留守をつかれ、一族の小幡図書助によって国峯城が奪い取られるという事態が生じている。なお、「関八州古戦録」では、小幡尾張守憲重が病氣療養として豆州熱海へ湯治へ出かけ、その留守を一族の小幡図書助景純に突かれたとする⁽⁶³⁾。両記事の相違などから、後者の記事内容については疑問が残るものの、領主による各地への湯治が活発に行われていた実態がかいま見られる。と同時に領主による湯治行為には、大きなリスクが生じていたことが読み取れる。

天正十一年（一五八三）三月には、伊香保温泉に対し、先述したように「湯治之者候者、適地之人可致穿鑿事」とする定書が出されており、敵対する地域から訪れる湯治客については、利用自体が制限されないまでも、身元調査が行われていたことが想定されよう。中世東国の温泉地は、時代の経過にともなって、領主権力との関係性が強化されていく状況が生みだされていったものと考えられる。

一方草津温泉では、天正期になると、大名、貴族、僧侶などによる湯治が頻繁に行われることとなる。同一〇年四月には、武田氏滅亡後に甲府に布陣した織田信長の家臣である丹羽長秀・堀秀政・多賀常則が、「御暇被下、くさ津へ湯治仕候」とあるように、草津での湯治を行っている⁽⁶⁵⁾。また、同一五年三月には、前関白近衛前久（龍山）が草津で湯治を行い、葉

師堂で本尊の名号を句の上に据えた法楽和歌を作詩している。⁽⁶⁶⁾さらに、翌一六年九月には、豊臣秀次が前妙心寺住持南化玄興らと草津に入湯している。⁽⁶⁷⁾この時の状況について「東国陣道記」によれば、「江州黄門（秀次）草津湯治の刻、南化和尚一宿、又越後直江城州やどられける時、連句などありたるよしありて、主の句などかたられける」と記されており、その連句は「南化和尚虚白外集」としてまとめられている。⁽⁶⁸⁾また、作詩に際し玄興は、草津温泉について「天下無双此艸津、浴除諸病幾多人」と詠み、天下無双の草津温泉に、諸病を除くために多くの湯治客が訪れている様子を残している。同時に、白骨山では秀次と湯治を行い、「浴人十病九全瘳」と記すなど、その効能の高さを詠っている。

文禄四年（一五九五）正月、豊臣秀吉が草津温泉への湯治を計画し、浅野幸長らを普請奉行に命じて、草津温泉に御座所を築かせるとともに、その道中の宿泊と警護の体制を定めさせた。⁽⁶⁹⁾草津の御座所の普請は、信濃・甲斐・上野の各国の領主に割り当てられ、道中や宿泊時での兵糧、扶持、警護などが申しつけられている。なお、御座所自体は、石垣と塀、柵で囲われ、番所と小屋が付けられる構造として計画されていた。また、秀吉の湯治に随行する一行は、お話衆や詰衆など三百人に及ぶものとなっていた。

このような豊臣秀吉による草津湯治ならびに御殿の建設計画は、結局は実現するには至らなかったが、これが計画通りに事がすすめば、草津温泉は数週間にわたり、秀吉によって占有されたものと考えられる。その結果、そこにはもはや「湯客無貴賤」という世界とはかけ離れた、権力の独占の下に置かれる草津温泉の姿が現出することとなる。と同時に従来草津温泉が有してきた「公界」・「無縁」性は否定され、「私」が占有する状況が作り出されていたであろう。

中世から近世への移行期における、政治や社会の変動は、草津温泉の利用状況にも影響を与えることとなったのである。

まとめ

以上、本稿では中世末期から近世初期における東国の温泉について、とくに草津温泉と伊香保温泉を事例に、その様相を明らかとしながら、当該期における温泉の利用や機能、性格などについて考察を行った。

中世の温泉の利用という観点からは、貴賤を撰ばない、多様な人びとが諸国から当該地に集まり、湯治を行っていた実態を明らかとした。また当該期の湯治行為は療治が本義であり、人びとは仏神を面前に心を洗い、病根を抜き、衆病を除くことを祈願していた。このことは、例えば熊野信仰における湯垢離、精進潔斎の場としての「湯の峰」温泉での病苦の除去と本復再生という性格に一つの根源を求めることができよう。

中世の温泉を代表する有馬・草津温泉のうち、有馬温泉は、早くから畿内近国の湯治場、保養地として発展した「都市的空間」であった。それに対し、草津温泉については一五世紀からの発展が認められる。当温泉は、その「強烈な湯」の効力が、鬼神の業と例えられるなど、生命の源の場として、広く人びとから認知されることとなった。

なお、草津温泉の大きな特徴は、深山という立地にあり、その利用にあたっては、過酷な自然環境との共存が図られていた。厳冬期は「神」の世界であるとし、入湯期間が限定されていた実態を明らかとしたが、これは、同じく入山の期間が集中していた、山岳信仰にともなう参詣・登拝行為と同質のものである。加えて、自然から得られる力を温泉への入湯を通じて体内に取り込むという行為は、日本特有の擬制的な死と再生の場であり、修行を通じて自然と融合する山林・山岳信仰と多くの共通点を有しているものと評価する。

また、活況を呈していた当該期の草津と伊香保温泉には、多数の湯治をする人びとが訪れていたと想定され、数週間に及ぶ湯治期間で滞在し、宿泊する人びとに対応するために旅館などの施設が整備されていた。その維持管理については、湯銭と呼ばれる温泉使用料や、湯大明神・温泉薬師などへの勧進が充てられたものと考えられる。なお、このような自普請の背景には、温泉地が元来有していた「公界」、「公」の場としての性格が影響したものと考えられる。

次に、草津と伊香保温泉における信仰と湯治との関連についてであるが、両温泉をはじめとする各地の温泉には、衆生

の病氣や無明の病の救済にあたる薬師如来を本尊とする寺堂が展開し、湯治をする人びとの礼拝対象となっていたという状況が確認された。その上で、先述したように、温泉場を山岳信仰の霊山と同意の霊湯ととらえれば、そこで礼拝されていた温泉薬師の展開や伝播についてはその担い手として、山伏や聖などの宗教者の存在が想起される。その証左の一つに、本稿でも検討した温泉に関する仏教・縁起説話の全国的な広がりを見ることが出来る。また、修験道においても薬師信仰は重視されており、この点は例えば熊野信仰において、熊野新宮の本地が薬師如来であることや、熊野での湯垢離や精進潔斎が「行」に結びついていたことから窺い知ることができる。また、これらの信仰に基づく修行は、当該期の霊山・霊湯としての温泉湯治に大きな影響を与えていたものと評価できよう。

次に禅宗と温泉についての連関であるが、当該期には、草津と伊香保温泉が所在する上州において曹洞宗が積極的な展開を見せていた状況が確認される。禅宗における温泉による潔斎は、元來修行とその思想に基づいた日常的な規範に基づくものであり、一体的な関係性にあつた。同宗が、湯治による療治や救済を求める衆生が集う温泉地を布教のための一拠点とし、檀那の獲得を図ったことは、必然であつたといえよう。本稿では、禅宗と温泉との関係性について、寺院や僧侶による施浴や医療行為という問題を、温泉地における施湯と湯治に対比させ、禅僧が病状の回復と死、檀家の葬送儀礼に関わっていた点を強調した。

最後に、温泉の無縁性についての検証をまとめたい。本稿では、当該期における温泉の「公界」「無縁」的性格や機能を明らかにするために、温泉地に展開していた「且過」の存在を検討対象とした。この且過堂については、大久保俊昭氏が、旅人無銭のものを宿泊させた、「接待所」的施設に近似したものとする見解を示しているが小稿でもこの点を首肯し、論を進めた。中世における温泉の持つ公界、無縁性を分析すると、①例えば草津温泉では信州・上州の国境周辺域の深山に位置するなど、温泉場が地勢的な「中間」域に所在すること。②厳冬期に閉鎖されるなど、霊湯・神域としてとらえられていたこと。③出湯や硫黄などの湧出物が山野河海からの所出であること。④身分に限定されない多様な人びとによる、療

治を主とする利用や集住が確認され、本復や葬送の場となっていたこと。⑤有馬や諏訪温泉の事例から、原初的な無縁性を示す接待所や駆込み寺の機能を保持した「旦過」が置かれ、無銭のものへと提供された可能性が高いこと。⑥靈湯、温泉場へ赴く旅程と、湯治行為に臨む利用者自体に対する無縁の輩としての位置づけとその評価の問題に大別することができる。⁽⁷⁰⁾

中世における温泉は、湯治による療治や本復、あるいは死との対面と供養の場として機能しており、再生と往生の場としてとらえることができるが、それ以後の温泉の機能と役割は、草津における豊臣秀吉の湯治を象徴とする、社会的・政治的な変動によって転換し、やがて、健康長寿や物見遊山などの娯楽的嗜好へと拡大され、江戸期の大衆化へと展開することとなった。それと並行して、中世の温泉が有していた無縁性は否定・変質していくこととなったものと考ええる。

中世における「無縁」・「公界」という要素や意識が、当該期の社会の中で如何に機能し、存在しえたのか、あるいは、社会通念や宗教観の中で如何に理解されていたのかなどを実証していくうえで、中世の温泉の検証は有効的な研究方法となりえると考える。

註

- (1) 武田勝蔵『風呂と湯の話』(塙書房、一九六七年)、同『風呂と湯のこぼれ話』(村松書館、一九七七年)。また、中野栄三『入浴・銭湯の歴史』(雄山閣、一九九四年)にも「寺湯」や有馬の温泉湯女に関する論述がある。
- (2) 伊藤克己「中世の温泉と「温泉寺」をめぐる」(『歴史学研究』六三九、一九九二年)。同論考は、中世の温泉の性格、温泉寺と禪宗、生と死の境の文化、温泉によって構成されており、本稿においても多くの部分で参照するところが多い。
- (3) 廣瀬良弘『禪宗地方展開史の研究』(吉川弘文館、一九八八年)同書第二章第九節の、「曹洞禅僧における神人化度・悪霊鎮圧」を参照。また、廣瀬氏の論考には「温泉と禪宗 民衆と自然のあわいに」(『禅の風』第三九号、二〇一二年)がある。
- (4) 盛本昌広「中世の養生」(『列島の文化史』8、日本エディタースクール出版部、一九九二年)。

- (5) 西尾正仁『業師信仰―護国の仏から温泉の仏へ』(岩田書院、二〇〇〇年)。
- (6) 久下正史『寺社縁起の形成と展開―有馬温泉と西国巡礼の縁起を中心に―』(岩田書院、二〇一六年)。なお、同書には、十六世紀後半の有馬温泉の温泉寺の関する論考も所収されている。
- (7) 服部英雄「旦過・犬の馬場・唐房」(服部英雄編『中世景観の復原と民衆像―史料としての地名論―』地域史料叢書8、花書院、二〇〇四年)。同『時の歴史学 古道をたずねて』(朝日選書八三〇、朝日新聞社、二〇〇七年)では、四国遍路路の地名から旦過地名を抽出し検討を加えている。なお、四国遍路のタンガ地名については、東昇「愛媛県におけるタンガ地名と四国遍路―明治十六年字調書を中心に―」(服部英雄編『中世景観の復原と民衆像―史料としての地名論―』)所収に詳しい。
- (8) 榎原雅治「中世地方都市の空間構成―阿弥陀・業師・旦過・風呂―」(服部英雄編『中世景観の復原と民衆像―史料としての地名論―』地域史料叢書8、花書院、二〇〇四年)所収。
- (9) 日本温泉文化研究会の編による論文集は次の通り、①『温泉の文化誌』論集温泉学Ⅰ(岩田書院、二〇〇七年)、②『湯治の文化誌』論集温泉学Ⅱ(岩田書院、二〇一〇年)、③『温泉の原風景』論集温泉学Ⅲ(岩田書院、二〇一三年)。
- (10) 柘植信行「中世「熱海」の信仰空間―温泉を背景とした霊場の形成と展開―」(日本温泉文化研究会編『温泉の文化誌』論集温泉学Ⅰ(岩田書院、二〇〇七年)所収。同「中世箱根における温泉と地蔵信仰」(日本温泉文化研究会編『湯治の文化誌』論集温泉学Ⅱ(岩田書院、二〇一〇年)所収。なお、中世の熱海温泉については、『市制施行八〇周年記念 熱海温泉誌』(熱海市、二〇一七年)がある。その中に栗本崇「修験と走湯」・「中世熱海温泉の様相」、住吉朋彦「温泉の五山文学」、黒田基樹「戦国時代の熱海 中世から近世へ」などの中世における走湯と熱海郷、温泉場の形成に関する論考がある。参照のこと。
- (11) 北村彰裕「中世の有馬温泉と「湯治」」(日本温泉文化研究会編『湯治の文化誌』論集温泉学Ⅱ(岩田書院、二〇一〇年)所収。同「中世有馬温泉への道筋と周辺地域の変容―生瀬・船坂を中心に―」(日本温泉文化研究会編『温泉の原風景』論集温泉学Ⅲ(岩田書院、二〇一三年)所収。
- (12) 中沢温泉研究所編『温泉草津史料 第一巻』(同研究所、一九七五年)。
- (13) 有馬温泉史料刊行委員会・風早恂「有馬温泉史料 上巻」(名著出版、一九八一年)。
- (14) 「梅花無尽蔵」六(国立国会図書館デジタルコレクション)。
- (15) 「梅北集」(国立国会図書館デジタルコレクション)。

- (16) 網野善彦『増補 無縁・公界・楽—日本中世の自由と平和—』平凡社選書58（平凡社、一九七八年）参照。
- (17) 『塵塚物語』（『温泉草津史料』第一卷（以下『温泉草津史料』と略す）所収。
- (18) 『湯本とみ所蔵』（『温泉草津史料』）所収。
- (19) 『熊谷家文書』（『戦国遺文武田氏編 第二卷』八六九号）、『内閣文庫所蔵加澤記』（『戦国遺文武田氏編 第二卷』八七二号）。
- (20) 『黒岩家文書』（『戦国遺文武田氏編 第二卷』一〇七四号）。
- (21) 『北国紀行』（『中世日記紀行集』新日本古典文学大系 51（岩波書店、一九九〇年）。
- (22) 註(21)と同じ。
- (23) 『東路のつと』（『中世日記紀行集』新編日本古典文学全集 48（小学館、一九九四年）。
- (24) 『群馬県史 通史編6 近世3 生活・文化』温泉社会の生活を参照。
- (25) 『熊谷家文書』（『戦国遺文武田氏編 第五卷』三五三九号）。
- (26) 『熊谷家文書』（『温泉草津史料』）所収。
- (27) 『赤堀家文書』（『中世法制史料集 第四卷 武家家法Ⅱ』一六一）。
- (28) 『内閣文庫所蔵 加澤記』二（『温泉草津史料』）所収。
- (29) 『神道大系』文学編一（神道大系編纂会、一九八八年）所収。
- (30) 『伊香保志卷三』（『戦国遺文後北条氏編 第三卷』二二一七号）。
- (31) 『伊香保志卷三』（『戦国遺文後北条氏編 第三卷』二五一六号）。
- (32) 註(24)と同じ。
- (33) 『埼玉叢書 第7卷 寒松稿・寒松日記』（国書刊行会、一九七四年）。
- (34) 『五山文學新集』第五卷（東京大学出版会、一九九一年）所収。
- (35) 『中華若木詩抄 湯山聯句鈔』新日本古典文学大系 53（岩波書店、一九九五年）。
- (36) 『大内氏掟書』（『中世法制史料集 第三卷武家家法Ⅰ』）。
- (37) 『豊楽寺文書』（『中世法制史料集 第四卷武家家法Ⅱ』一二三）。
- (38) 『草津温泉寄効記』（『群馬県史 資料編11 近世3 北毛地域Ⅰ』五六七号）。

- (39) 前出の註(3)と同じ。同じく源翁が関係する寺院に、福島県喜多方市の温塩温泉に所在する護法山示現寺という禅寺がある。当寺には中興となる源翁が、山神・龍神に対して引導を行い戒を授けた結果、「熱鹽」が湧出したという靈験が伝えられている。その舞台となった千手観音を安置する真言宗道場であった慈眼寺は、このときに源翁の法力¹¹示現にちなみ、その字をあてて「示現寺」と改め、曹洞宗寺院となったという。なお、当寺内には「源翁湯」と呼ばれる熱塩温泉の源泉がある。
- (40) 「長年寺縁起并由來記」(『新編高崎市史 資料編4 中世Ⅱ』参考資料一八)。
- (41) 前出の註(3)と同じ。
- (42) 「曇英和尚行状」(『曹洞宗全書』史伝下)。
- (43) 「日本洞上聯燈録」(『曹洞宗全書』史伝上)。
- (44) 「春日山林泉開山曇英禪師語録」(『曹洞宗全書』史伝上)。
- (45) 伊藤良久「檀越たちをつないだ曇英慧応」(『宗教研究八〇』)所収。遠藤廣昭「上杉領国下における曹洞宗の展開―越後国を中心として―」(『駒沢史学』第39・40号、一九八八年)によると、為景の父長尾能景が、北関東を中心に活動していた曇英に帰依し、春日山に林泉寺を菩提寺とし、守護代長尾氏の勢力範囲内に同氏の庇護を受けた曇英の系統の寺院が受容されたという事象について、これを守護勢力弱体化を背景とする守護代自立化の現れと評価する。
- (46) 「上杉家文書」(『群馬県史 資料編7 中世3 編年史料2』一九五八号)。
- (47) 前出の註(2) 参照。
- (48) 前出の註(16) 参照。
- (49) 横井清「中世民衆の生活文化」(東京大学出版会、一九七五年)所収。
- (50) 黒田日出男「境界の中世象徴の中世」(東京大学出版会、一九八六年)所収。
- (51) 前出の註(8) 参照。
- (52) 田中文庫所蔵。
- (53) 前出の註(7) 参照。
- (54) 『邦訳 日葡辞書』(岩波書店、一九八〇年)を参照。
- (55) 大久保俊昭『戦国期今川氏の領域と支配』(岩田書院、二〇〇八年)所収の「且過堂」についてを参照。

- (56) 相田二郎『中世の関所』（畝傍書房、一九四三年）。また、且過の語源を中世最大のアジールといふべき高野山の遁科屋と同義的な意味から派生している可能性もある。罪科などから遁世する行為「遁科（たんか）」を受け入れるアジールの要素はさらに強まろう。
- (57) 吉田政博「戦国期、駿河における時衆の動向」（所理喜夫編『戦国大名から將軍権力へ』吉川弘文館、二〇〇〇年）。
- (58) 『写真集「諏訪社遊楽図屏風」』（諏訪市博物館、二〇〇一年）。なお、且過之湯については、『諏訪の近世史』（諏訪教育会、一九六六年）に記述がある。
- (59) 『蔭涼軒日録』文正元年閏二月一八日条。
- (60) 『有馬温泉記』（京都国立博物館『五〇〇回忌記念東西合同特別展覧会 蓮如と本願寺—その歴史と美術—一九九八年』参照）。
- (61) 「松陰私語」（群馬県史 資料編5 中世I 古文書・記録）所収。
- (62) 「箕輪軍記」（温泉草津史料）所収。
- (63) 「関八州古戦録」（温泉草津史料）所収。
- (64) 註(31)参照。
- (65) 「内閣文庫本 信長記」（温泉草津史料）所収。
- (66) 「龍山近衛前久葉師堂法楽和歌」（群馬県史資料編7 中世3 編年史料2『三四七六号』）。
- (67) 『群書類従 第一八 日記部 紀行部』所収。
- (68) 「南化和尚虚白外集」（温泉草津史料）所収。
- (69) 「浅野家文書」（新編高崎市史 資料編4 中世II 六一一号・六一二号・六一三号・六一四号）。
- (70) 湯治や寺社参詣に赴く人びとは、その途上での質取り行為に直面した。細川涼一氏は、その著『中世寺院の風景—中世民衆の生活と心性』において、寺僧や郷民の寺社参詣における質取り行為について言及をしている。これは、当時の参詣活動そのものが、参詣人自らが俗から離れさせ、聖域へと赴く行為であったことに起因しよう。その参詣途上においては、人びとは俗から離れたニュートラルな「無主」の状態であった。そのような点から質取りの対象となったと考えられる。
- 〔付記〕ご退職される廣瀬良弘先生には、公私にわたりお世話になりました。厚く感謝申し上げます。今後もお元気で、ご活躍されますことを祈念いたします。